

舗装業者工事施工能力審査基準

1 岡山県では、舗装業者の格付けに反映させるため、施工体制及び技術者を勘案した舗装業者工事施工能力審査（以下「舗装能力審査」）を行っています。

2 舗装業者の県格付点数の考え方は次のとおりです。

- ・ $A = B + C + D$ A：舗装業者の県格付点数
 B：経営事項審査による総合評定値（以下「経審点数」）
 C：工事成績、指名停止期間等に基づく県独自点数
 D：舗装能力審査に基づく県独自点数

3 舗装能力審査に基づく県独自点数

- ・ $D = B \times \text{舗装能力審査基準「①舗装の施工体制（班編成）」の増減率}$
 $+ B \times \text{舗装能力審査基準「②舗装施工管理技術者」の増減率}$
- ・ 舗装能力審査に基づく県独自点数は、経審点数に①②の増減率をそれぞれ乗じて、小数第1位を四捨五入して算出します。

4 舗装能力審査基準

- ・ 舗装能力審査は、「①舗装の施工体制（班編成）」及び「②舗装施工管理技術者」を評価します。
- ・ 「①舗装の施工体制（班編成）」では、車道舗装における標準的な必要機械（4機種）の保有及び職員数（主任技術者1人＋オペレーター3人）を施工体制の評価基準としており、必要機械と職員数の両方を満足していることを条件に評価します。
- ・ 必要機械のうちアスファルトフィニッシャーについては、舗装工事独特の機械であることから、施工体制を評価する上での必須機械としています。
- ・ 職員数の評価においては、主任技術者とオペレーターは兼務できないものとしています。
- ・ 「②舗装施工管理技術者」は、主任技術者又はオペレーターのうちの資格者を評価します。

〈舗装能力審査基準〉

① 舗装の施工体制（班編成）

（令和 4 年 1 2 月 1 日時点で算定）

班編成数	必 要 機 械 A：アスファルトフィニッシャー 「舗装幅(伸縮式最大)2.4m以上」 B：マカダムローラー 「全輪駆動10 t 以上」 C：タイヤローラー 「8t以上」 D：モーターグレーダー 「3.1m級以上」	職 員 数 （※主任技術者とオペレーターの兼務不可）	増減率
2 班	上記 4 機種を各 2 台以上保有	主任技術者 2 人以上 オペレーター 6 人以上	+ 8 %
2 班に 準ずる	上記 4 機種のうち A を含む 3 機種 を各 2 台以上、1 機種を 1 台保有	同 上	+ 4 %
1 班	上記 4 機種を各 1 台以上保有	主任技術者 1 人以上 オペレーター 3 人以上	± 0 %
1 班に 準ずる	上記 4 機種のうち A を含む 3 機種 を各 1 台以上保有	同 上	- 4 %
	上記 4 機種を各 1 台以上保有	主任技術者 1 人以上 オペレーター 2 人以上	- 4 %
	上記 4 機種のうち A を含む 3 機種 を各 1 台以上保有	同 上	- 8 %
0 班	上記以外		- 1 2 %

注）・班編成数は、必要機械と職員数の両方を満足した場合である。

・機械の保有とは、常に自己が保有し、又はリース期間が 1 年以上に及ぶ専属契約により使用する機械を備えていることをいう。

・「専属」とは様式 3（機械調書）に記載されている車台番号が、他社所有の車台番号と重複しないものをいう。

② 舗装施工管理技術者

（令和 4 年 1 2 月 1 日時点で算定）

舗装施工管理技術者	職員数	増減率
	1 級 1 人以上の場合	+ 2 %
	2 級 1 人以上の場合	+ 1 %

注） 1 級と 2 級両方の舗装施工管理技術者がいる場合は、+ 2 %とする。